

船舶事故調査報告書

令和3年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年12月13日 07時23分ごろ
発生場所	広島県 ^{えたじま} 江田島市 ^{おおぐろかみ} 大黒神島西方沖 安芸白石灯標から真方位102° 1.7海里付近 (概位 北緯34° 10.3′ 東経132° 22.9′)
事故の概要	プレジャーボート ^{ブラボー} BRAVO-IIは、南進中、干出岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年1月12日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート BRAVO-II、4.2トン
船舶番号、船舶所有者等	270-47355広島、株式会社宮惣
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定（免許証失効中）
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に曲損及び舵板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、約20ノットの対地速力で手動操舵により南進中、右舷正横にプレジャーボートが並走しており、そのままの針路及び速力で航行していたところ、大黒神島西方沖の干出岩に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近の航行経験が多数あり、GPSプロッターで表示されるふだんの航跡をもとに航行していたものの、本事故当時、プレジャーボートが並走していたことにより、ふだんよりも大黒神島に接近して航行していた。</p> <p>船長は、事前に航行予定海域の水路調査を行っておらず、干出岩の存在を知らなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約0.8mであった。</p>
分析	<p>本事故は、船長が、大黒神島西方沖の干出岩の存在を知らずに航行中、並走するプレジャーボートに注意を向け、ふだんの航跡より大黒神島に接近して航行したことから、同干出岩に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、小型船舶操縦免許証が失効中であり、小型船舶を操縦してはならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、船長が、大黒神島西方沖の干出岩の存在を知らずに航行中、並走するプレジャーボートに注意を向け、ふだんの航跡より大黒神島に接近して航行したため、同干出岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事前に海図等を確認して水路調査を行い、干出岩等の場所を把握しておくこと。・ 小型船舶操縦免許証の更新手続きを適切に行い、有効な免許証を保持して小型船舶を操縦すること。
--------------	--